

京都市消防局告示第9号

平成16年10月28日京都市消防局告示第3号の一部を次のように改めます。

平成27年11月11日

京都市消防局長 杉本 栄一

制定文中「平成16年10月28日」を「平成27年11月11日」に改める。

本文中「(16) 項イに掲げる防火対象物」の右に「(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)」を加える。

(消防局予防部)